

# 「徳島県プラチナ保健師」事業実施要領

## 1 目的

災害への備えや県民の健康増進等を充実するため、永年培った知識や技術を有する退職した保健師を「徳島県プラチナ保健師」として登録し、地域の災害活動支援や保健活動をサポートすることで、自らの専門性を社会貢献に役立てるとともに「生涯保健師」の活動を支援することを目的として実施する。

## 2 活動内容

### (1) 災害時の保健活動支援

市町村等と連携を図り、平時から「災害訓練」に参加する等、地域住民との関係を作るとともに、災害発生時には「避難所や福祉避難所」において、避難住民の健康管理・心のケアを行い、避難所等の関係者との調整を行う。

### (2) 平時の活動

#### ① 地域保健活動支援

高齢者や子ども等の生きがいづくりや健康づくりを支援する。

#### ② 市町村等の保健事業の支援

市町村等が実施する保健事業の支援を行う。

#### ③ 地域の各種計画や各種審議会等への参加

各種計画や審議会に参加し、住民のニーズにあった施策への提言を発信する。

### (3) その他

県民の健康増進に寄与する活動

## 3 事業実施方法

- (1) 県医療政策課が徳島県内の退職した保健師（保健所・市町村等）に対し「徳島県プラチナ保健師」の登録案内を行い、登録を希望する者が様式1により、県医療政策課に申し込む。
- (2) 県医療政策課が様式3により「徳島県プラチナ保健師」として登録する。
- (3) 県看護協会が市町村等各関係機関に「徳島県プラチナ保健師」事業の広報を実施する。
- (4) 関係機関から活動の依頼があれば、県看護協会が「徳島県プラチナ保健師」に連絡をとり、保健師活動（有償・無償）を実施する。
- (5) 「徳島県プラチナ保健師」は、県看護協会に（4）の活動報告を行う。
- (6) 県医療政策課・県看護協会から、災害関係等活動に必要な研修会や資料の情報提供を随時行う。
- (7) 「徳島県プラチナ保健師」を辞退するときは様式2を県医療政策課に提出する。

## 4 「徳島県プラチナ保健師」事業の周知先

- (1) 県内市町村（窓口：保健福祉担当）
- (2) 県（保健福祉部担当課・保健所・福祉事務所、危機管理部）
- (3) 各社会福祉協議会
- (4) 各教育委員会
- (5) 各消防本部
- (6) (1)～(5)のほか、事業の周知が必要な機関